備考

- 1 各面共通関係
- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄よ、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が出海道知事である場合には、51~64のうち該当するコードを記入すること。

記	入例) 2 0	(3)		7 7 7 7	7 7	[長里	予県知事(3)第777	77	号の場合]
00	보다 수,조구대	•	1.0	今山田かま		00	白扣旧如古	Г1	コンケンナケュー

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄は、下表により該当する役名のコードを記入すること。
 - ア 個人の場合には記入しないこと。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 - ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。

01	代表取締役	(株式会社)	05	社員	(持分会社)	14	執行役	(株式会社)
02	取締役	(株式会社)	07	理事		15	会計参与	(株式会社)
03	監査役	(株式会社)	08	監事		09	その他	
04	代表社員	(持分会社)	13	代表執行役	(株式会社)			

④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51~64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 2 0 0 7 7 7 7 7 [長野県知事登録第077777号の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半 濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。 ______

- ⑥ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コド」)により該当する市区町村のコードを記入すること。最終頁にも記載。
- ⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 南長野 6 9 2 番地 2

⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

- ① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1② の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道 知事である場合には51~64のうち該当するコードを記入すること。
- ③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。
- ④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。

例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること(第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。)。

⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01	農	業	05	建設業	09	卸売・小売業、	13	サービス業
02	林	業	06	製 造 業		飲食店	14	その他
03	漁	業	07	電気・ガス・	10	金融・保険業		
				熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱	業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

0 1	(一社) マンション管理業協会	1 0	(一社) 不動産協会
0 4	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 の会員である各協会	1 1	(一社) 不動産流通経営協会
0 5	(公社)全日本不動産協会	1 2	その他
0 9	(一社) 日本ビルヂング協会連合会の会 員である各協会	13	(一社) 全国住宅産業協会又はその会員で ある各協会

⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ―(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者 のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。 また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしてい るときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入する こと。

5 第四面関係

- ① 「専任の宅地建物取引士に関する事項(続き)」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
- ② 第四面は、項番 30 の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

- 6 添付書類(4)第一面関係
- ① 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

11	相談役
12	顧問

		Μ	明治	S	昭 和	R	令和
(記入例)	H 0 1 年 0 8 月 2 3 日	Т	大 正	Н	平 成		
	[平成元年8月23日の場合]						

③ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半 濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

7 添付書類(4)第二面関係

- ① 氏名又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。 また、「氏名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人である場合には、姓と名 の間に1文字分空けて記入すること。
- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入すること。その場合に最初の口には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、口に数字を記入するに当たっては、空位の口に「0」を記入すること。



③ 「割合」の欄は、株式会社にあっては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあっては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

○市区町村コード表(長野県分)

市区町村コー	ート表(長野県	具分)					
長野市	20201	南佐久郡	コード	下伊那郡	コード	北安曇郡	コード
松本市	20202	小海町	20303	松川町	20402	池田町	20481
上田市	20203	川上村	20304	高森町	20403	松川村	20482
岡谷市	20204	南牧村	20305	阿南町	20404	白馬村	20485
飯田市	20205	南相木村	20306	阿智村	20407	小谷村	20486
諏訪市	20206	北相木村	20307	平谷村	20409		
須坂市	20207	佐久穂町	20309	根羽村	20410	埴科郡	コード
小諸市	20208			下條村	20411	坂城町	20521
伊那市	20209	北佐久郡	コード	売木村	20412		
駒ヶ根市	20210	軽井沢町	20321	天龍村	20413	上高井郡	コード
中野市	20211	御代田町	20323	泰阜村	20414	小布施町	20541
大町市	20212	立科町	20324	喬木村	20415	高山村	20543
飯山市	20213			豊丘村	20416		
茅野市	20214	小県郡	コード	大鹿村	20417	上水内郡	コード
塩尻市	20215	長和町	20350			信濃町	20583
佐久市	20217	青木村	20349	木曽郡	コード	飯綱町	20590
千曲市	20218			上松町	20422	小川村	20588
東御市	20219	諏訪郡	コード	南木曽町	20423		
安曇野市	20220	下諏訪町	20361	木曽町	20432	下高井郡	コード
		富士見町	20362	木祖村	20425	山ノ内町	20561
		原村	20363	王滝村	20429	木島平村	20562
				大桑村	20430	野沢温泉村	20563
		上伊那郡	コード				
		辰野町	20382	東筑摩郡	コード	下水内郡	コード
		箕輪町	20383	麻績村	20446	栄村	20602
		飯島町	20384	生坂村	20448		
		南箕輪村	20385	山形村	20450		
		中川村	20386	朝日村	20451		
		宮田村	20388	筑北村	20452		